

# 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 100 号	平成27年度盛岡市一般会計補正予算(第3号) ……………	1
議案第 101 号	平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算(第1号) ……………	7
議案第 102 号	平成27年度盛岡市水道事業会計補正予算(第2号) ……………	別冊
議案第 103 号	平成27年度盛岡市下水道事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 104 号	平成27年度盛岡市病院事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 105 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第 106 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第 107 号	盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例について……………	11
議案第 108 号	盛岡市玉山地域振興会議条例について……………	13
議案第 109 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例について……………	15
議案第 110 号	盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第 111 号	盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 112 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 113 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	32
議案第 114 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第 115 号	地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	34
議案第 116 号	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	40
議案第 117 号	盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例について……………	41
議案第 118 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について……………	42
議案第 119 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第 120 号	盛岡市及び八幡平市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	44
議案第 121 号	盛岡市及び滝沢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	49
議案第 122 号	盛岡市及び半石町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	54
議案第 123 号	盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	59

議案第 124 号	盛岡市及び岩手町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	64
議案第 125 号	盛岡市及び紫波町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	69
議案第 126 号	盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について……………	74
議案第 127 号	盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について……………	79
議案第 128 号	盛岡市産業支援センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	84
議案第 129 号	盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について……………	85
議案第 130 号	白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	86
議案第 131 号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について……………	87
議案第 132 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	88
議案第 133 号	和解について……………	90
議案第 134 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………	91
議案第 135 号	盛岡地区広域消防組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………	93

議案第 100 号

平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度盛岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 148,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,809,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 18,993,189	千円 6,447	千円 18,999,636
	1 国庫負担金	13,908,881	5,054	13,913,935
	2 国庫補助金	5,006,840	1,393	5,008,233
16 県支出金		6,892,007	83,019	6,975,026
	1 県負担金	3,081,797	2,932	3,084,729
	2 県補助金	3,186,402	80,087	3,266,489
17 財産収入		381,766	26,704	408,470
	2 財産売却収入	236,042	26,704	262,746
19 繰入金		1,832,734	11,598	1,844,332
	2 基金繰入金	1,816,656	11,598	1,828,254
21 諸収入		1,458,524	15,728	1,474,252
	5 雑入	883,217	15,728	898,945
22 市債		12,536,166	5,100	12,541,266
	1 市債	12,536,166	5,100	12,541,266
歳入合計		111,661,075	148,596	111,809,671

# 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		14,141,060	39,455	14,180,515
	1 総務管理費	11,793,468	17,493	11,810,961
	2 徴税费	1,203,286	21,962	1,225,248
3 民生費		41,831,632	21,643	41,853,275
	1 社会福祉費	17,295,035	6,364	17,301,399
	2 児童福祉費	16,115,982	15,279	16,131,261
4 衛生費		8,067,149	△1,334	8,065,815
	3 保健所費	2,991,646	△1,334	2,990,312
6 農林費		2,819,511	73,983	2,893,494
	1 農業費	2,332,915	70,137	2,403,052
	2 林業費	486,596	3,846	490,442
8 土木費		15,879,152	17,728	15,896,880
	4 都市計画費	9,350,912	17,728	9,368,640
9 消防費		3,541,258	405	3,541,663
	1 消防費	3,541,258	405	3,541,663
10 教育費		10,084,024	△3,284	10,080,740
	2 小学校費	4,234,156	200	4,234,356
	6 社会教育費	1,819,121	△3,484	1,815,637
歳 出 合 計		111,661,075	148,596	111,809,671

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉センター施設整備事業	62,444
10 教育費	2 小学校費	耐震補強事業	181,442
	3 中学校費	耐震補強事業	78,950

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	37,877
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	17,155
若園町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成26年度	6,618
都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	10,509
玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	11,818
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	8,393
中央公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	7,900
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	7,667
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	7,057
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	33,257
玉山総合事務所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	9,616

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
(仮称) みたけ老人福祉センター建設事業債	55,900	61,000	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方法で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	12,536,166	12,541,266			



議案第 101 号

平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

# 第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	9,372
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	18,187
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	70,369

議案第 105 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について  
盛岡市部等設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例

盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，部」の次に「，事務所」を加え，「都市整備部」を  
「都市整備部  
玉山総合事務所」に改める。

第3条中「，部」の次に「，事務所」を加え，同条第2号ク中「他部」の次に「，事務所」を加え，同条中第11号を第12号とし，第10号の次に次の1号を加える。

(11) 玉山総合事務所 旧玉山区の地域に関すること。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

市長の直近下位の内部組織として玉山総合事務所を設置しようとするものである。

議案第 106 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について  
盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

盛岡市役所支所及び出張所設置条例（昭和33年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「盛岡市役所都南総合支所に置く」を削り、同項の表に次のように加える。

盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48

第2条第3項を削る。

第3条第2項第3号中「玉山区のうち」を削り、同項第4号中「玉山区のうち」を削り、「上田」の次に「（字糠森及び字小野松に限る。）」を加え、同項第5号中「玉山区のうち」を削り、「永井」を「玉山永井」に、「馬場」を「玉山馬場」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削るほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 107 号

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例について

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第5項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の6第5項の規定に基づき、平成17年3月16日に成立した盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域自治区の事務所の長及び区長に関する事項の変更)

第2条 前条の協議により定められた地域自治区の設置等に関する協議書の記の5を次のように改める。

5 地域自治区の区長

(1) 地域自治区の設置期間においては、法第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治区の事務所の長に代えて区長を置く。

(2) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとされる同法の規定により選任された区長」を削る。

第4条の表区長の項を削る。

第7条第1項の表区長の項を削る。

3 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、区長」を削る。

### 提案理由

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた地域自治区の事務所の長及び区長に関する事項を変更しようとするものである。

議案第 108 号

盛岡市玉山地域振興会議条例について

盛岡市玉山地域振興会議条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市玉山地域振興会議条例

(設置)

第1条 盛岡市・玉山村新市建設計画の実施等に関する重要事項を調査審議させ、及び玉山地域（旧玉山区の区域をいう。以下同じ。）の振興に関し意見を述べさせるため、市長の附属機関として盛岡市玉山地域振興会議（以下「地域振興会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 地域振興会議は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項であって玉山地域に係るものについて、調査審議する。

(1) 盛岡市・玉山村新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) 基本構想（盛岡市総合計画条例（平成25年条例第3号）第2条第2号に規定する基本構想をいう。）及び地域計画（市の施策の実施又は推進に関する計画であって、市の区域内の一定の地域を対象とするものをいう。）の策定及び変更に関する事項

(3) 公の施設の設置、管理運営及び廃止に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要があると認めた事項

2 地域振興会議は、玉山地域の振興に関し必要があると認めた事項について、市長等に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地域振興会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体が推薦する者

(2) 知識経験を有する者

(3) その他市長が特に必要があると認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 地域振興会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域振興会議は、市長が招集する。

2 地域振興会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 地域振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 地域振興会議の庶務は、玉山総合事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、地域振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域振興会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

盛岡市・玉山村新市建設計画の実施等に関する重要事項を調査審議させ、及び玉山地域の振興に関し意見を述べさせるため、盛岡市玉山地域振興会議を設置しようとするものである。



議案第 109 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例について

盛岡市個人番号の利用等に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲等)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務
- (3) 市の機関が別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの（当該保有する特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務

2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。

3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当

該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者又は小学生に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

備考

1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定によ

り特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの

(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者

3 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。

4 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。

6 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

7 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）をいう。以下同じ。

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定める

		もの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障

		<p>害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第6項に規定する改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報(以下「改良住宅管理情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児等医療費の給付に関する情報(以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

		<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	給に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理情報であって規則で定めるもの
		改良住宅管理情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

12 市長	健康増進法（平成14年法律第 103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		改良住宅管理情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの



		母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であって	障害者関係情報であって規則

	規則で定めるもの	で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療給付関係情報」とい

	の		う。) であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施, 就労自立給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 110 号

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について  
盛岡市旅費条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例

盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「， 区長」を削り，「固定資産評価員」を「教育長，固定資産評価員」に改める。  
別表中「， 区長」を削る。

附 則

- 1 この条例中附則第3項の改正規定（「， 区長」を削る部分を除く。）及び次項の規定は公布の日から，附則第3項の改正規定（「， 区長」を削る部分に限る。）及び別表の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市旅費条例附則第3項の規定は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた同項に規定する旧教育長には，適用しない。

提案理由

地域自治区の設置期間の終了に伴い，区長の旅費を廃止するとともに，鉄道賃及び船賃の額の算定に係る特例を適用させない特別職の職員に教育長を加えようとするものである。

議案第111号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75

	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金，準母子年金，遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第4条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 改正後の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第4条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいう。以下同じ。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第4条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

#### 提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に係る年金たる補償等と他の法令による年金たる給付との調整に関する規定の整備をしようとするものである。



議案第 112 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）第2条第4号及び第5号の改正規定を削り、同条例第7条の2第1号の改正規定中「第2条第5項」を「（平成25年法律第27号）第2条第5項」に改め、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

納付書及び納入書の記載事項を改めようとするものである。

議案第 113 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について  
盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例  
盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。  
別表54の2の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正に伴い、住民基本台帳カード交付手数料を廃止しようとするものである。

議案第 114 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について  
盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「資格証明書等」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を加え、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第14条第2号中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

印鑑の登録の申請者が本人であること等を確認するため提示させる文書に個人番号カードを加えようとするものである。

議案第 115 号

地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について  
地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成27年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例

(盛岡市農業委員会に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡市農業委員会に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「上田,」を削り,「土淵」の次に「, 字として区画される地域の上田字小鳥沢, 松屋敷, 東黒石野, 岩脇, 庚申窪, 黒石野平, 下黒石野平, 黒岩, 宇登坂長根, 狐崎稲荷, 上堤頭, 堤頭, 稲荷窪, 狐森, 毛無森及び北山」を加える。

別表第6中「玉山区松内」を「松内」に,「永井」を「玉山永井」に,「馬場」を「玉山馬場」に,「玉山区芋田字沢田」を「芋田字沢田」に改める。

別表第7中「玉山区渋民」を「渋民」に,「玉山区芋田字芋田」を「芋田字芋田」に改める。

別表第8中「玉山区玉山」を「玉山」に,「, 上田及び藪川」を「及び藪川並びに字として区画される地域の上田字糠森及び小野松」に改める。

(盛岡市財政調整基金条例の一部改正)

第2条 盛岡市財政調整基金条例(昭和40年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「盛岡市玉山区川又字宇登3番1」を「盛岡市川又字宇登3番1」に,「盛岡市玉山区藪川字大の平96番1」を「盛岡市藪川字大の平96番1」に,「盛岡市玉山区藪川字大の平31番1」を「盛岡市藪川字大の平31番1」に改める。

(盛岡市飲料水供給施設条例の一部改正)

第3条 盛岡市飲料水供給施設条例(昭和40年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「盛岡市玉山区馬場字葛巻」を「盛岡市玉山馬場字葛巻」に,「盛岡市玉山区日戸字森子」を「盛岡市日戸字森子」に,「盛岡市玉山区藪川字町村」を「盛岡市藪川字町村」に,「盛岡市玉山区寺林字平森」を「盛岡市寺林字平森」に,「盛岡市玉山区藪川字外山」を「盛岡市藪川字外山」に,「盛岡市玉山区藪川字日向」を「盛岡市藪川字日向」に改める。

(盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項中「玉山区松内」を「松内」に,「玉山区好摩」を「好摩」に,「玉山区永井」を「玉山永井」に,「玉山区寺林」を「寺林」に,「玉山区巻堀」を「巻堀」に,「玉山区馬場」を「玉山馬場」に,「玉山区芋田」を「芋田」に,「

玉山区洪民」を「洪民」に、「玉山区下田」を「下田」に、「玉山区川崎」を「川崎」に改め、同表町又は字の区域の一部が給水区域である区域の項中「狐森」を「狐森 糠森 小野松」に、「玉山区松内字松内 玉山区好摩」を「松内字松内 好摩」に、「玉山区永井」を「玉山永井」に、「玉山区寺林」を「寺林」に、「玉山区巻堀」を「巻堀」に、「玉山区馬場」を「玉山馬場」に、「玉山区芋田」を「芋田」に、「玉山区洪民」を「洪民」に、「玉山区門前寺」を「門前寺」に、「玉山区下田」を「下田」に、「玉山区玉山」を「玉山」に、「玉山区日戸」を「日戸」に、「玉山区川又（赤坂 奴屋敷 苗代端） 玉山区上田（糠森 小野松）」を「川又（赤坂 奴屋敷 苗代端）」に改める。

（盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「玉山区」を「旧玉山区」に改める。

（盛岡市生活改善センター条例の一部改正）

第6条 盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2」を「盛岡市日戸字鷹高28番地2」に、「盛岡市玉山区薮川字外山35番地44」を「盛岡市薮川字外山35番地44」に改める。

（盛岡市児童館条例の一部改正）

第7条 盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区巻堀字巻堀 101番地1」を「盛岡市巻堀字巻堀 101番地1」に、「盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1」を「盛岡市日戸字市の坪25番地1」に、「盛岡市玉山区好摩字野中69番地85」を「盛岡市好摩字野中69番地85」に、「盛岡市玉山区下田字仲平66番地2」を「盛岡市下田字仲平66番地2」に、「盛岡市玉山区洪民字鶴塚 103番地」を「盛岡市洪民字鶴塚 103番地」に改める。

（盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部改正）

第8条 盛岡市屋外スポーツ施設条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字生出1350番地」を「盛岡市下田字生出1350番地」に、「盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3」を「盛岡市日戸字鷹高50番地3」に、「盛岡市玉山区好摩字野中69番地49」を「盛岡市好摩字野中69番地49」に改める。

（盛岡市公民館条例の一部改正）

第9条 盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「盛岡市玉山区洪民字鶴塚55番地」を「盛岡市洪民字鶴塚55番地」に改め、同条第4項の表中「盛岡市玉山区好摩字野中69番地48」を「盛岡市好摩字野中69番地48」に、「盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16」を「盛岡市日戸字鷹高50番地16」に、「盛岡市玉山区薮川字外山93番地1」を「盛岡市薮川字外山93番地1」に改める。

(盛岡市地区振興センター条例の一部改正)

第10条 盛岡市地区振興センター条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区馬場字葛巻 104番地1」を「盛岡市玉山馬場字葛巻 104番地1」に改める。

(盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第11条 盛岡市コミュニティ防災センター条例(昭和59年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字頭無15番地36」を「盛岡市下田字頭無15番地36」に、「盛岡市玉山区好摩字野中69番地 113」を「盛岡市好摩字野中69番地 113」に、「盛岡市玉山区馬場字川原16番地8」を「盛岡市玉山馬場字川原16番地8」に、「盛岡市玉山区巻堀字上桑畑3番地7」を「盛岡市巻堀字上桑畑3番地7」に、「盛岡市玉山区川又字道地58番地3」を「盛岡市川又字道地58番地3」に改める。

(盛岡市勤労福祉会館条例の一部改正)

第12条 盛岡市勤労福祉会館条例(昭和62年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区洪民字洪民13番地」を「盛岡市洪民字洪民13番地」に改める。

(盛岡市文化会館条例の一部改正)

第13条 盛岡市文化会館条例(平成2年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区洪民字鶴塚55番地」を「盛岡市洪民字鶴塚55番地」に改める。

(盛岡市森林公園条例の一部改正)

第14条 盛岡市森林公園条例(平成3年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区藪川字大の平31番地1」を「盛岡市藪川字大の平31番地1」に改める。

(盛岡市学校給食センター条例の一部改正)

第15条 盛岡市学校給食センター条例(平成4年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区川崎字川崎 142番地1」を「盛岡市川崎字川崎 142番地1」に改める。

(盛岡市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第16条 盛岡市歴史民俗資料館条例(平成4年条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地1」を「盛岡市巻堀字巻堀33番地1」に改める。

(盛岡市体育館条例の一部改正)

第17条 盛岡市体育館条例(平成4年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区好摩字野中69番地48」を「盛岡市好摩字野中69番地48」に改める。

(盛岡市農村公園条例の一部改正)

第18条 盛岡市農村公園条例(平成5年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区川又字奴屋敷32番地2」を「盛岡市川又字奴屋敷32番地2」に、「盛岡市玉山区川又字赤坂12番地 169」を「盛岡市川又字赤坂12番地 169」に改める。

(盛岡市牧野条例の一部改正)

第19条 盛岡市牧野条例(平成7年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区玉山字大平1番地10」を「盛岡市玉山字大平1番地10」に、「盛岡市玉山区玉山字姫神岳国有林内」を「盛岡市玉山字姫神岳国有林内」に、「盛岡市玉山区馬場字前田33番地 157」を「盛岡市玉山馬場字前田33番地 157」に、「盛岡市玉山区薮川字日向85番地1」を「盛岡市薮川字日向85番地1」に改める。

(盛岡市図書館条例の一部改正)

第20条 盛岡市図書館条例(平成8年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区洪民字鶴塚55番地」を「盛岡市洪民字鶴塚55番地」に改める。

(盛岡市市営住宅条例の一部改正)

第21条 盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「盛岡市玉山区洪民字大前田」を「盛岡市洪民字大前田」に、「盛岡市玉山区好摩字夏間木」を「盛岡市好摩字夏間木」に、「盛岡市玉山区好摩字芋田向」を「盛岡市好摩字芋田向」に改める。

(盛岡市野球場条例の一部改正)

第22条 盛岡市野球場条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区洪民字岩鼻20番地14」を「盛岡市洪民字岩鼻20番地14」に改める。

(盛岡市ふれあい広場条例の一部改正)

第23条 盛岡市ふれあい広場条例(平成17年条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区好摩字上山3番地 156」を「盛岡市好摩字上山3番地 156」に、「盛岡市玉山区下田字陣場41番地 178」を「盛岡市下田字陣場41番地 178」に改める。

(盛岡市総合交流ターミナル条例の一部改正)

第24条 盛岡市総合交流ターミナル条例(平成17年条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字生出 893番地11」を「盛岡市下田字生出 893番地11」に改める。

(盛岡市農民研修センター条例の一部改正)

第25条 盛岡市農民研修センター条例(平成17年条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字仲平59番地 124」を「盛岡市下田字仲平59番地 124」に改める。

(盛岡市健康増進センター条例の一部改正)

第26条 盛岡市健康増進センター条例(平成17年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地4」を「盛岡市日戸字鷹高50番地4」に改める。

(盛岡市就業改善センター条例の一部改正)

第27条 盛岡市就業改善センター条例(平成17年条例第87号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区好摩字野中69番地48」を「盛岡市好摩字野中69番地48」に改める。

(盛岡市活性化センター条例の一部改正)

第28条 盛岡市活性化センター条例(平成17年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区藪川字町村75番地1」を「盛岡市藪川字町村75番地1」に、「盛岡市玉山区藪川字外山35番地45」を「盛岡市藪川字外山35番地45」に改める。

(盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例の一部改正)

第29条 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地4」を「盛岡市藪川字亀橋33番地4」に改める。

(盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例の一部改正)

第30条 盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例(平成17年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地4」を「盛岡市藪川字亀橋33番地4」に改める。

(盛岡市コミュニティセンター条例の一部改正)

第31条 盛岡市コミュニティセンター条例(平成17年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区好摩字野中67番地10」を「盛岡市好摩字野中67番地10」に、「盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2」を「盛岡市日戸字古屋敷68番地2」に、「盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173」を「盛岡市川又字赤坂12番地173」に、「盛岡市玉山区下田字生出1038番地10」を「盛岡市下田字生出1038番地10」に、「盛岡市玉山区渋民字小前田321番地」を「盛岡市渋民字小前田321番地」に、「盛岡市玉山区下田字頭無15番地12」を「盛岡市下田字頭無15番地12」に、「盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2」を「盛岡市巻堀字巻堀33番地2」に、「盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2」を「盛岡市芋田字下芋田109番地2」に、「盛岡市玉山区好摩字上山3番地38」を「盛岡市好摩字上山3番地38」に、「盛岡市玉山区玉山字糠森73番地」を「盛岡市玉山字糠森73番地」に、「盛岡市玉山区玉山字城内37番地」を「盛岡市玉山字城内37番地」に、「盛岡市玉山区下田字上下田89番地3」を「盛岡市下田字上下田89番地3」に、「盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1」を「盛岡市玉山永井字永井沢117番地1」に、「盛岡市玉山区好摩字新田155番地19」を「盛岡市好摩字新田155番地19」に、「盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5」を「盛岡市玉山字宮前84番地5」に、「盛岡市玉山区下田字陣場54番地432」を「盛岡市下田字陣場54番地432」に、「盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3」を「盛岡市玉山馬場字状小屋3番地3」に、「盛岡市玉山区松内字松内36番地33」を「盛岡市松内字松内36番地33」に、「盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31」を「盛岡市好摩字夏間木70番地31」に、「盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6」を「盛岡市玉山馬場字芦名沢63番地6」に改める。



(盛岡市介護予防センター条例の一部改正)

第32条 盛岡市介護予防センター条例(平成17年条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字牡丹野59番地14」を「盛岡市下田字牡丹野59番地14」に、「盛岡市玉山区好摩字上山1番地46」を「盛岡市好摩字上山1番地46」に改める。

(盛岡市運動公園条例の一部改正)

第33条 盛岡市運動公園条例(平成17年条例第118号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1」を「盛岡市川崎字川崎1番地1」に改める。

(盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

第34条 盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成23年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「玉山区洪民字狐沢」を「洪民字狐沢」に、「玉山区洪民字岩鼻」を「洪民字岩鼻」に、「玉山区芋田字上芋田」を「芋田字上芋田」に、「玉山区芋田字下芋田」を「芋田字下芋田」に、「玉山区下田字生出」を「下田字生出」に、「玉山区芋田字上武道」を「芋田字上武道」に、「玉山区好摩字上山」を「好摩字上山」に、「玉山区好摩字芋田向」を「好摩字芋田向」に改める。

(盛岡市石川啄木記念館条例の一部改正)

第35条 盛岡市石川啄木記念館条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区洪民字洪民9番地」を「盛岡市洪民字洪民9番地」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削るほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 116 号

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件を改めようとするものである。

議案第 117 号

盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例について  
盛岡市女性センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例

盛岡市女性センター条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行い、及びレクリエーションのための便宜を供与する」を「行う」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

第3条中「次のとおり」を「午前9時から午後9時30分まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）」に改め、同条各号を削る。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 毎月第2火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第1項中「もりおか女性センターの本館」を「女性センター」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は別館」を削り、同条第3項中「生活アトリエ等」を「女性センター」に改める。

第6条中「生活アトリエ等」を「女性センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

もりおか女性センターの別館を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 118 号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について  
盛岡市墓園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例

盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市玉山区下田字古河川原 320番地45」を「盛岡市下田字古河川原 320番地45」に改める。

第22条第1項中「盛岡市古川墓園」を「墓園」に改める。

第23条第1項中「盛岡市古川墓園」を「墓園」に改め、「指定管理者」の次に「。次項において同じ。」を、「利用料金。」の次に「次項及び」を加える。

第24条ただし書中「盛岡市古川墓園」を「墓園」に改める。

第29条中「墓園」の次に「のうち盛岡市古川墓園」を加える。

第30条第1項、第33条及び第34条中「墓園」を「盛岡市古川墓園」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

青山墓園及び新庄墓園の管理を市が行うことにするとともに、地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削ろうとするものである。

## 議案第119号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

### 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表盛岡市立川目小学校の項を削り、同表中「盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地」を「盛岡市日戸字市の坪53番地」に、「盛岡市玉山区玉山字田畑19番地1」を「盛岡市玉山字田畑19番地1」に、「盛岡市玉山区渋民字鶴塚114番地」を「盛岡市渋民字鶴塚114番地」に、「盛岡市玉山区下田字仲平59番地36」を「盛岡市下田字仲平59番地36」に、「盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1」を「盛岡市巻堀字巻堀12番地1」に、「盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60」を「盛岡市好摩字夏間木70番地60」に改める。

第3条の表中「盛岡市玉山区日戸字鷹高39番地2」を「盛岡市日戸字鷹高39番地2」に、「盛岡市玉山区下田字下田106番地」を「盛岡市下田字下田106番地」に、「盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地1」を「盛岡市好摩字夏間木70番地1」に改める。

第5条の表中「盛岡市玉山区好摩字上山13番地1」を「盛岡市好摩字上山13番地1」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市教育振興基金条例（昭和40年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4中「川目小学校」を「中野小学校」に改める。

#### 提案理由

川目小学校を廃止するほか、地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削ろうとするものである。

議案第 120 号

盛岡市及び八幡平市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協  
議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 1 項の規定に基づき、盛岡市及び八幡平市に  
おいて別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものと  
する。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び八幡平市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの  
である。

## 別紙

### 盛岡市及び八幡平市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び八幡平市は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び八幡平市が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 盛岡市及び八幡平市は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

#### （連携する分野等）

第3条 盛岡市及び八幡平市が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び八幡平市が協議して別に定める。

#### （経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び八幡平市が協議して別に定める。

#### （定期的な協議）

第5条 盛岡市及び八幡平市は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

#### （失効）

第6条 盛岡市又は八幡平市が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び八幡平市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

八幡平市

八幡平市長

田 村 正 彦

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	八幡平市の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上での体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、八幡平市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。



(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	八幡平市の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	八幡平市の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		能の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	八幡平市の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	八幡平市の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、八幡平市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 121 号

盛岡市及び滝沢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 1 項の規定に基づき，盛岡市及び滝沢市において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び滝沢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 3 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

## 別紙

### 盛岡市及び滝沢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び滝沢市は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び滝沢市が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 盛岡市及び滝沢市は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

#### （連携する分野等）

第3条 盛岡市及び滝沢市が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び滝沢市が協議して別に定める。

#### （経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び滝沢市が協議して別に定める。

#### （定期的な協議）

第5条 盛岡市及び滝沢市は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

#### （失効）

第6条 盛岡市又は滝沢市が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び滝沢市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

滝沢市

滝沢市長

柳 村 典 秀

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	滝沢市の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、滝沢市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	滝沢市の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	滝沢市の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	滝沢市の役割
道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内の生活幹線道路の整備・維持等、道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	盛岡市と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	滝沢市の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、滝沢市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 122 号

盛岡市及び雫石町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 1 項の規定に基づき、盛岡市及び雫石町において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び雫石町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



## 別紙

### 盛岡市及び雫石町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び雫石町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び雫石町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 盛岡市及び雫石町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

#### （連携する分野等）

第3条 盛岡市及び雫石町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び雫石町が協議して別に定める。

#### （経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び雫石町が協議して別に定める。

#### （定期的な協議）

第5条 盛岡市及び雫石町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

#### （失効）

第6条 盛岡市又は雫石町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び雫石町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

雫石町

雫石町長

深 谷 政 光

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	雫石町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、雫石町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	雫石町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	雫石町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	雫石町の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	雫石町の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、雫石町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 123 号

盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第1項の規定に基づき，盛岡市及び葛巻町において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第3項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

別紙

盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び葛巻町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び葛巻町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 盛岡市及び葛巻町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する分野等）

第3条 盛岡市及び葛巻町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び葛巻町が協議して別に定める。

（経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び葛巻町が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第5条 盛岡市及び葛巻町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

（失効）

第6条 盛岡市又は葛巻町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び葛巻町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

葛巻町

葛巻町長

鈴 木 重 男

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	葛巻町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、葛巻町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	葛巻町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	葛巻町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。



		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	葛巻町の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	葛巻町の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、葛巻町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 124 号

盛岡市及び岩手町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第1項の規定に基づき、盛岡市及び岩手町において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び岩手町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 別紙

### 盛岡市及び岩手町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び岩手町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び岩手町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 盛岡市及び岩手町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

#### （連携する分野等）

第3条 盛岡市及び岩手町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び岩手町が協議して別に定める。

#### （経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び岩手町が協議して別に定める。

#### （定期的な協議）

第5条 盛岡市及び岩手町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

#### （失効）

第6条 盛岡市又は岩手町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び岩手町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

岩手町

岩手町長

民部田 幾 夫

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	岩手町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、岩手町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	岩手町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	岩手町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	岩手町の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	岩手町の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、岩手町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 125 号

盛岡市及び紫波町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第1項の規定に基づき、盛岡市及び紫波町において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び紫波町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の2 第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

別紙

盛岡市及び紫波町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び紫波町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び紫波町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 盛岡市及び紫波町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する分野等）

第3条 盛岡市及び紫波町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び紫波町が協議して別に定める。

（経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び紫波町が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第5条 盛岡市及び紫波町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

（失効）

第6条 盛岡市又は紫波町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び紫波町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日



盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

紫波町

紫波町長

熊 谷 泉

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	紫波町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、紫波町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	紫波町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	紫波町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	紫波町の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	紫波町の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、紫波町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。

議案第 126 号

盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の 2 第 1 項の規定に基づき、盛岡市及び矢巾町において別紙のとおり連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するものとする。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 別紙

### 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び矢巾町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び矢巾町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 盛岡市及び矢巾町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

#### （連携する分野等）

第3条 盛岡市及び矢巾町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び矢巾町が協議して別に定める。

#### （経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び矢巾町が協議して別に定める。

#### （定期的な協議）

第5条 盛岡市及び矢巾町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

#### （失効）

第6条 盛岡市又は矢巾町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。

2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び矢巾町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市

盛岡市長

谷 藤 裕 明

矢巾町

矢巾町長

高 橋 昌 造

別表（第3条関係）

(1) 経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに、戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等、経済の活性化を進める上での体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い、矢巾町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき、事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援、イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等、戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき、地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進や六次産業化の支援等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき、圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等、戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等、地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等、介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等、福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等、教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等、地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等、災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して災害対策に関する機能	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。

		の強化に取り組む。	
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等、環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内の生活幹線道路の整備・維持等、道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	盛岡市と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組等、地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか、消費生活相談や啓発の実施等、結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して、上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
人材の育成	職員研修の共有等、市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い、矢巾町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。



議案第 127 号

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について

盛岡市・玉山村新市建設計画の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第2章の2を次のように改める。

2 建設計画の期間

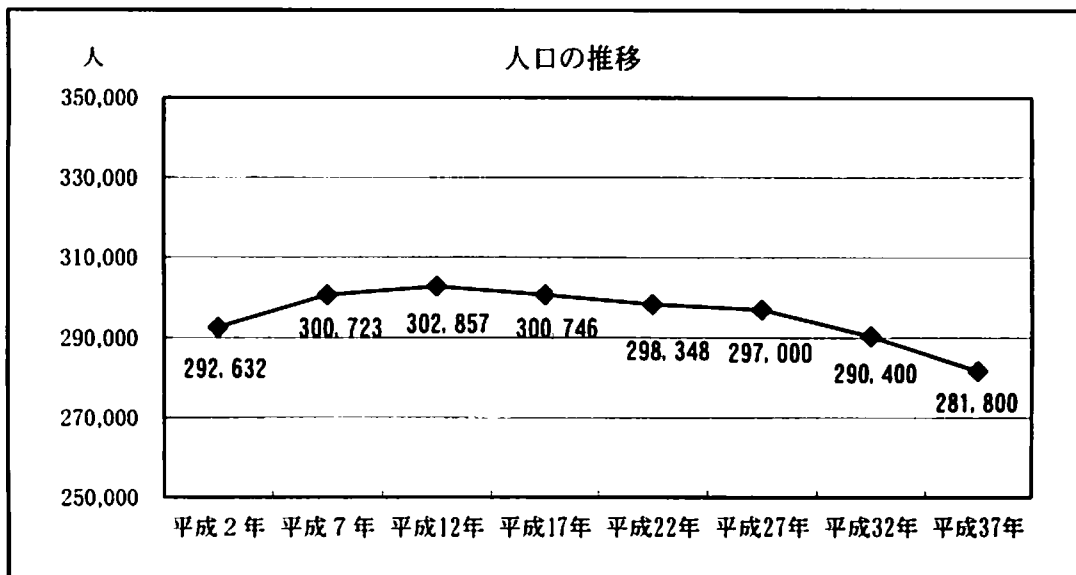
この計画の期間は、平成18年度から36年度までの19年間を基本とします。

第4章の3を次のように改める。

3 将来人口

新市の将来人口について、これまでの人口動態や一定の仮定に基づき推計すると、平成37年における人口は、281,800人と見込まれます。

また、年齢3区分の人口は、年少人口29,900人、生産年齢人口167,400人、老年人口84,500人となり、高齢化率は30.0%と見込まれます。



(単位：人，%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,000	290,400	281,800
0歳～14歳	56,718	52,092	46,159	41,928	38,771	37,200	33,500	29,900
	19.4	17.3	15.2	14.1	13.1	12.5	11.5	10.6
15歳～64歳	204,943	209,262	208,171	199,632	192,664	185,600	176,100	167,400
	70.1	69.6	68.7	67.0	65.3	62.5	60.6	59.4
65歳以上	30,826	39,341	48,469	56,177	63,721	74,200	80,800	84,500
	10.5	13.1	16.0	18.9	21.6	25.0	27.8	30.0

※平成27年度以降の人口は、コーホート要因法により推計した。

第5章の2の表中

※ 火葬場・斎場整備事業	新市	盛岡, 玉山
--------------	----	--------

を

※ 火葬場整備事業

新市

盛岡

に改める。

第5章の3の表中

※ 歴史民俗資料館建設事業	新市	玉山
---------------	----	----

を

※ 玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業

新市

玉山

に改める。

第5章の5の表中

※ 農村交流センター整備事業	新市	盛岡, 玉山
----------------	----	--------

を

※ 農村交流センター整備事業

新市

玉山

に,

※ 団体営基盤

整備促進事業

新市

玉山

を

※ 農業基盤整備事業

新市, 県

玉山

に改める。

第5章の6の表中

※ 浜民駅北地区土地区画整理事業	新市	玉山
※ 野中地区土地区画整理事業	新市	玉山

を

※ 浜民駅北地区整備事業

新市

玉山

に改める。

※ 好摩駅西地区整備事業

新市

玉山

第7章の1の(2)を次のように改める。

#### (2) 計画作成の考え方

作成に当たっては、現行の財政制度を基本とし、歳入歳出の費目ごとに、過去の実績や経済情勢、人口推計などを勘案することとします。

また、主要事業、行政サービス・事務事業調整方針による財政への影響や合併に伴う削減経費、国・県による財政支援などを反映させますが、今後の国の指針や景気の動向など様々な要素により変化する可能性があります。

第7章の1の(3)を次のように改める。

#### (3) 計画の期間

平成18年度から平成36年度までの19年間を計画期間とします。

第7章の2の〔歳入〕の(1)を次のように改める。

(1) 税等

地方税や地方譲与税等については、過去の実績推移や見込額、国の経済指標、合併協議会による調整方針等を踏まえ推計しています。

第7章の2の〔歳出〕の(3)を次のように改める。

(3) 公債費

今後の償還見込みに、新市における合併特例債等、地方債に係る年度ごとの償還額を試算し推計しています。

第7章の3を次のように改める。

3 歳入及び歳出の推移

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	市 税	40,604	43,204	42,921	41,044	40,577	40,296	41,268	41,983	42,973	41,718
	地方交付税等	13,780	13,096	15,632	16,908	19,027	19,105	19,282	17,850	16,703	15,380
	国・県支出金	13,802	16,149	15,345	24,683	23,435	24,939	24,488	25,920	26,878	27,396
	地 方 債	13,400	9,985	8,914	10,021	10,902	13,546	12,851	11,791	12,274	12,797
	そ の 他	21,259	15,964	12,581	15,666	13,177	16,285	12,897	12,566	13,671	16,896
	計	102,845	98,398	95,393	108,322	107,118	114,171	110,787	110,110	112,500	114,187
歳出	義務的経費	48,978	49,588	50,200	52,126	56,044	57,641	57,441	55,860	57,058	58,874
	人件費	17,114	17,172	16,936	17,084	16,257	16,575	16,542	15,142	15,850	17,275
	扶助費	16,178	17,141	17,886	19,488	24,079	25,558	26,105	26,521	27,886	28,666
	公債費	15,686	15,275	15,378	15,554	15,708	15,508	14,794	14,197	13,322	12,933
	投資的経費	13,237	14,546	12,498	17,252	12,121	17,543	14,560	15,674	15,574	15,381
	そ の 他	37,922	32,819	31,788	37,680	36,172	36,873	36,909	36,994	37,375	39,932
	計	100,137	96,953	94,486	107,058	104,337	112,057	108,910	108,529	110,007	114,187

(単位：百万円)

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
歳入	市 税	41,583	41,680	41,278	41,664	42,014	41,399	41,579	41,752	41,235
	地方交付税等	14,979	14,601	13,920	13,640	13,351	13,673	13,566	13,385	13,318
	国・県支出金	27,646	26,868	26,989	27,144	27,288	26,609	26,636	26,626	26,505
	地 方 債	11,207	11,148	11,416	11,404	11,422	11,594	11,593	11,642	11,064
	そ の 他	14,542	14,228	14,923	14,854	15,226	15,097	14,720	14,862	14,789
	計	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911
歳出	義務的経費	57,937	58,398	58,802	59,042	59,762	59,612	59,491	59,805	59,104
	人件費	16,006	16,241	15,981	15,926	16,166	15,985	15,716	16,126	15,976
	扶助費	29,235	29,533	29,790	30,053	30,323	30,373	30,426	30,484	30,545
	公債費	12,696	12,624	13,031	13,063	13,273	13,254	13,349	13,195	12,583
	投資的経費	14,294	14,054	14,054	14,054	14,054	13,354	13,354	13,354	12,689
	そ の 他	37,727	36,073	35,670	35,610	35,485	35,406	35,248	35,109	35,118
	計	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911

(単位：百万円)

区 分		18～27年度	28～36年度	18～36年度
歳 入	市 税	416,588	374,184	790,772
	地方交付税等	166,763	124,433	291,196
	国・県支出金	223,035	242,311	465,346
	地 方 債	116,481	102,490	218,971
	そ の 他	150,962	133,241	284,203
	計	1,073,831	976,661	2,050,492
歳 出	義務的経費	543,810	531,953	1,075,763
	人件費	165,947	144,123	310,070
	扶助費	229,508	270,762	500,270
	公債費	148,355	117,068	265,423
	投資的経費	148,386	123,261	271,647
	そ の 他	364,464	321,446	685,910
	計	1,056,661	976,661	2,033,322

※ この計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

第7章の4の(1)の①の表を次のように改める。

区 分	現在（単独）		合併後		19年間削減効果
	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	
三役等特別職	8	112,841	4	62,513	7億3,300万円

第7章の4の(1)の②の表を次のように改める。

区分	現在（単独）		合併後				19年間 削減効果
	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	在任特例期間		在任特例期間経過後		
			人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	
議員	57	493,308	57	492,242	42	462,384	6億3,600万円

第7章の4の(1)の③の表を次のように改める。

区 分	基準年度 人数 (人)	削減数		合併後19年 人数 (人)	19年間削減効果 (合併による27 人の削減分)
		行政改革によるもの (人)	合併によるもの (人)		
一般職員	1,984	131	27	1,826	23億9,400万円

第7章の4の(1)の④の表を次のように改める。

区 分	19年間の事業費増加額
普通建設事業費	552億7,300万円

## 投資的経費の推移

### 1 当初計画 (A)

(単位:百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18~H32
2市村・単独	11,826	12,450	11,149	9,065	8,606	8,774	8,913	10,803	10,426	10,911	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606					165,953
2市村・合併	13,054	14,834	13,648	10,698	10,442	10,250	11,428	12,200	10,873	11,111	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606					181,568
合併効果額	1,228	2,384	2,498	1,633	1,836	1,476	2,515	1,397	447	200	0	0	0	0	0					15,615

### 2 変更計画 (B)

(単位:百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18~H36
2市村・単独	11,826	12,450	11,149	9,065	8,606	8,774	8,913	10,803	10,426	10,911	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	216,377
2市村・合併	13,237	14,546	12,498	17,252	12,121	17,543	14,560	15,674	15,574	15,381	14,294	14,054	14,054	14,054	14,054	13,354	13,354	13,354	12,689	271,647
合併効果額	1,411	2,096	1,349	8,187	3,515	8,769	5,647	4,871	5,150	4,471	1,688	1,448	1,448	1,448	1,448	748	748	748	83	55,273

### 3 差額 (B-A)

(単位:百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18~H36
2市村・単独	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,606	12,606	12,606	12,606	50,424
2市村・合併	183	▲ 288	▲ 1,150	6,554	1,679	7,293	3,132	3,474	4,701	4,270	1,688	1,448	1,448	1,448	1,448	13,354	13,354	13,354	12,689	90,079
合併効果額	183	▲ 288	▲ 1,149	6,554	1,679	7,293	3,132	3,474	4,703	4,271	1,688	1,448	1,448	1,448	1,448	748	748	748	83	39,658

※四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

当初計画と変更後計画の合併効果額に差が出ている主な理由

平成 21 年度 約 82 億円 当初計画で見込んでいない事業 (事業費)  
・国の経済対策への対応  
小中学校の耐震診断・改修事業 約 8 億円  
・西口開発事業における盛岡地域広域土地開発公社からの用  
地の買戻し 28 億円

平成 23 年度 約 88 億円 当初計画で見込んでいない事業 (事業費)  
・国の経済対策への対応  
小中学校の耐震診断・改修事業 約 20 億円

平成 24 年度 約 56 億円 当初計画で見込んでいない事業 (事業費)  
・国の経済対策への対応  
小中学校耐震診断・改修事業 約 14 億円  
追加分で国の経済対策へ対応したもの(都市公園整備事業・  
太田地区土地区画整理事業等)

平成 25 年度 約 49 億円 当初計画で見込んでいない事業 (事業費)  
・国の経済対策への対応  
小中学校耐震診断・改修事業 約 10 億円

平成 26 年度 約 52 億円 当初計画で見込んでいない事業 (事業費)  
・国の経済対策への対応  
小中学校耐震診断・改修事業  
国体開催関連施設整備事業

第7章の4の(1)の⑤の表を次のように改める。

区 分	19年間の増加額	摘 要
都市計画税	4億7,800万円	合併年度及びこれに続く5年度は、玉山村については課税しない
法人市民税（法人税割）	2億1,000万円	盛岡市14.7%、玉山村12.3% 合併年度及びこれに続く5年度は、不均一課税
法人市民税（均等割）	△1億1,400万円	△600万円/年 均等割重複分

第7章の4の(2)を次のように改める。

(2) 合併まちづくり事業にかかる経費

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町村が市町村建設計画により行う市町村の一体化、均衡ある発展のための建設事業に対して、合併後19年間、合併特例債を借入することができます。後年度、元利償還金の70%が普通交付税に算入されます。

合併まちづくり事業にかかる合併特例債は、交付税措置の割合が高い有利な地方債ではありますが、後年度に一般財源による財政負担が生じることから、健全財政を維持するためには、有効かつ適正に活用することが求められます。

したがって、本財政計画においては、合併特例債について、新市建設計画の主要事業や後年度の元利償還金などの財政影響額を考慮した上で、計画額を試算しています。

区 分	金 額	摘 要
合併特例債（95%）発行見込額	182億4,620万円	借入上限額は182.5億円
うち合併効果事業（新規発行）分	107億5,250万円	
うち通常債振替事業分	74億9,370万円	
元利償還金	194億2,720万円	
交付税算入（70%）	135億9,900万円	

※通常債振替事業分には、合併特例債と通常債との差額分8億4,760万円が含まれています。

提案理由

盛岡市・玉山村新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

盛岡市産業支援センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市産業支援センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659番地 烏丸中央ビル
  - (2) 名 称 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



議案第 129 号

盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市改良住宅, 地区施設, 盛岡市市営住宅,  
共同施設, 盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市南大通二丁目8番1号
  - (2) 名 称 株式会社寿広
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 130 号

白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 白沢地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区玉山字宇峠19番地 1
  - (2) 名 称 白沢自治会
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成37年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 131 号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 石川啄木記念館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 132 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

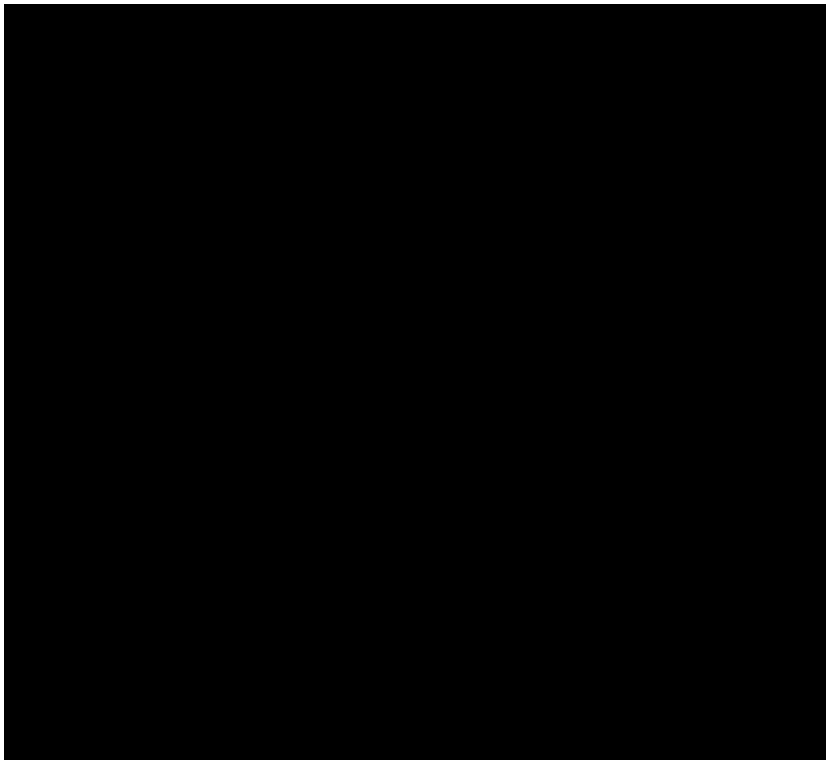
次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所  
氏名
- (2) 住所  
氏名
- (3) 住所  
氏名
- (4) 住所  
氏名
- (5) 住所  
氏名
- (6) 住所  
氏名
- (7) 住所  
氏名



2 調停申立ての趣旨

- (1) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (4) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (5) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (6) [Redacted] に対し、市営 [Redacted] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料

料の支払を求めるものである。

- (7) [REDACTED] に対し、市営 [REDACTED] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

### 3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

### 4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

#### 提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

和解について

次のとおり和解をするものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

名称 東京電力株式会社

2 事案の内容

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成23年度及び平成24年度に実施したものに係る損害賠償請求において、東京電力株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、賠償金として34,310,000円の支払義務を負う。
- (2) 相手方は、(1)の金員を市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を越える部分について、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、市は相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 134 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
C c 504	中太田65号線	中太田官台67番3地先	中太田八卦23番7地先
D c 594	みたけ四丁目31号線	みたけ四丁目54番26地先	みたけ四丁目54番20地先
都 4161	柿木12号線	西見前12地割15番4地先	西見前12地割15番8地先
都 4162	検断地歩行者専用道	永井17地割41番1地先	永井17地割68番1地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
C a 545	南仙北二丁目21号線	南仙北二丁目 228番12地先	南仙北二丁目 232番12地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点		終 点	
都 271	検断地線	永井15地割53番3地先		新	永井17地割41番1地先
				旧	永井17地割97番地先
都 4086	岩手飯岡駅南公園線	新	永井17地割68番1地先	新	永井7地割121番1地先
		旧	永井17地割41番1地先	旧	永井7地割104番1地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を  
求めるものである。



議案第 135 号

盛岡地区広域消防組合同規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡地区広域消防組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 2 項の規定により協議するものとする。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区広域消防組合同規約の一部を変更する規約

盛岡地区広域消防組合同規約（昭和45年岩手県指令地第 456号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「盛岡市内丸 8 番 5 号」を「盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号」に改める。

附 則

この規約は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡地区広域消防組合同規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 136 号	議決の変更について……………	1
議案第 137 号	議決の変更について……………	2
議案第 138 号	議決の変更について……………	3
議案第 139 号	議決の変更について……………	4

議案第136号

議決の変更について

平成26年9月30日議会の議決を得た議案第91号盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「491,400,000円」を「502,862,040円」に改める。

提案理由

盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

議決の変更について

平成26年9月30日議会の議決を得た議案第92号盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「138,565,080円」を「143,614,080円」に改める。

提案理由

盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 138 号

議決の変更について

平成27年6月30日議会の議決を得た議案第66号盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「323,967,600円」を「335,443,680円」に改める。

提案理由

盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 139 号

議決の変更について

平成27年6月30日議会の議決を得た議案第67号盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「176,040,000円」を「193,162,320円」に改める。

提案理由

盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。